_	W	=#	ᆂ			=-	7	人欄	`
	=	===	75	м		=-		加制	
L	×	ᅲ	-	~	_			<b>⊾7198</b> 1	

	トノトロレノトが利し							
ふりがな 氏 名				生 年 昭和日	年	月	П	(顔写真)
連絡先	(〒 一 ) 都道 府県	市区 町村						縦 36~40 横 24~30 mm
	(TEL) —	_	(携帯)	_	_			
①幼稚園・小学校・中学校・ 義務教育学校・高等学校・ 中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども 園に勤務している教育職員・教育の職にある者 の区分 (勤務校(園)) (職名)※該当職を〇で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保				助保育教養護職。 ・国立	員 大学法人等勤務先)			
	④認定こども園及び認可保育 設置する認可外保育施設に		カ稚園と同一 <i>0</i>	の設置者が	(勤務	先)		
	⑤その他	(勤務先)			(職名	)		
	7 = L   D   = = = = = = = = = = = = = = =	/ 18 h			•	·	·	

○ 所持する免許状について記入してください。※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭(普通)専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。

<sup>※</sup>所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、別紙に記入し添付してください。

修了確認期限・有効期間の満了の年月日 平成 年 月 日

○ 受講を希望する講習に○を記入してください。※「免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について」もご参照ください。

区 分	講習の名称	開設日	希望講習
選択必修領域	「特別の教科 道徳」の魅力ある授業実践へ向けて	12月15日(土)	
(※)	情報化社会に対応する情報教育のあり方とICT教育の可能性	12月22日(土)	

<sup>※</sup>選択必修領域で複数選択される場合は、優先順位(①、②など)を記入してください。

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

<u> </u>	THE POINT PAINTING THE PAINTING
障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

<sup>※〔</sup>証明者記入様式〕に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

## 【証明者記入様式】 ※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を 参照ください。 (証明書類の添付でも可)

### (受講者)

ふりがな 氏 名		生年月日	昭和	年	月	日	
-------------	--	------	----	---	---	---	--

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「O」を付けてください。

	受講対象者の区分	該当 区分
	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養 教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師)(免許法 第9条の3Ⅲ①)	
教育職員•	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員(免許状更新講習規則第9条I①)	
教育の職	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(免許状更新講習規則第9条 I ②)	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者(免許状更新講習規則第9条I③) その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9条I④)	
	教員採用内定者(免許法第9条の3Ⅲ②)	
教員採用内	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	
定者 • 教員採用内	認定こども園及び認可保育所の保育士 (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	
一	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載者等) (免許状更新講習規則第9条Ⅱ③)	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に 規定する受講対象者であることを証明する。

平成 年 月 日

(機関名・役職名)

証 明 者 名

(氏 名)

印

#### 〇所持する免許状の欄の書き方について [受講者本人記入欄]

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭(普通)専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。
幼稚園教諭 (普通)	
専修・一種・二種免許状	
小学校教諭(普通・特別)	(特別のみ)
専修・一種・二種免許状	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
中学校教諭(普通・特別)	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語(英
専修・一種・二種免許状	語、ドイツ語、フランス語その他の外国語)、宗教
高等学校教諭(普通・特別) 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭 実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習 、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語)、宗教 (一種のみ) 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
特別支援学校自立教科教諭 (普通・特別) 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸(美術、工芸、被服)
特別支援学校自立活動教諭 (普通・特別) 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	
栄養教諭 (普通) 専修・一種・二種免許状	授与年月日 平成●●年●月●日

#### 〇免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について〔受講者本人確認用〕

	改正前	(平成2	8年3月	まで、以「	下同じ)	の必修領	域講習(1	12時間)	の履修認定	!を受けた者は	、改正
1	後(平成:	28年4	月から、	以下同じ)	の必修	領域講習	(6時間)	及び選択	必修領域講	習(6時間)	を <u>あら</u>
<u>.</u>	ためて受	講する必	要はあり	<u> </u>	(ただし	,、所定の	期間内の原	覆修認定に	に限る。)	(※注)	

- □ 改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、<u>同時間に限り、あらた</u> <u>めて受講する必要はありません</u>。(ただし、所定の期間内の履修認定に限る。) (**※注**)
- □ <u>選択必修領域講習</u>は、免許状更新手続において、<u>選択必修領域講習としてのみ使用</u>できます。 <u>選択領域講習</u>は、免許状更新手続において、<u>選択領域講習としてのみ使用</u>できます。 (いずれも、他の領域への振替えはできません。)

#### (※注) 免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、

- 〇改正前の必修領域講習(12時間)の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習(6時間)と選択必修領域講習(6時間) の履修認定を受けた者とみなします。
- ○改正前の選択領域講習 (6~18時間)の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習 (6~18時間)の履修認定を受けた者とみなします。

## ○受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

	受講対象者の区分	証明の方法	
	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教会・業等助教会・労業教会・主教保存教会・生護保存教	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
	<ul><li>諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教 諭、保育教諭、助保育教諭、講師)</li><li>(免許法第9条の3Ⅲ①)</li></ul>	国立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿	私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
教育職員・教育の職	舍指導員、学校栄養職員、養護職員 (免許状更新講習規則第9条 I ①)	共同調理場に勤務 する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教 する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者 第9条 I ②)	任命権者の証明	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として 者(免許状更新講習規則第9条 I ③)	任命権者又は雇用者の証明	
	その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9	その者の任命権者・雇用者の証明	
	教員採用内定者 (免許法第9条の3Ⅲ②)	任用又は雇用予定の者の証明	
教員採用内	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)		任用又は雇用していた者の証明
定者・教員採用内	認定こども園及び認可保育所の保育士(※注) (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の長の証明	
教員採用内 定者に準ず る者	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務す (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	る保育士	当該施設の設置者の証明
J I	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載 講習規則第9条Ⅱ③)	就者等)(免許状更新	任用又は雇用する可能性がある者の証明

(※注) 免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成25年文部科学省令第23号)の施行(平成25年8月8日)により、認可保育所に勤務する保育士は、設置者が幼稚園を設置しているかどうかにかかわらず、受講対象者となった。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭(普通)専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。

# 受講申込みにあたっての注意点

募集要項に、申込方法等の詳細を掲載しております。必ず熟読の上、お申込ください。お申込みにあたり、以下のチェック項目をご確認ください。

- □ あなたは受講対象者ですか。
  - ご不明の場合は、免許管理者(各都道府県の教育委員会)にお問合せください。
- □ 受講申込書に記載漏れ、印漏れはございませんか。
  - ・申込印は押印しましたか
  - ・修了確認期限・有効期間の満了年月日は記載しましたか
  - ・証明者記入欄に、証明をもらっていますか
- □ 受講申込書類として以下の3点を同封しましたか。
  - ①受講申込書
  - ②事前調査書
  - ③レターパックライト(郵便局で購入できます。)
- ※書類に不備があった場合等、本学より電話連絡にて確認、場合によっては書類を返送いたします。本学より(079-427-9966)着信がございましたら、折り返しご連絡ください。不備のある申込書類は受付できませんので、ご提出前によくご確認の上、お申込みください。